

## 自然環境部会の活動概要

## 1 令和3年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和3年 9月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第13次鳥獣保護管理事業計画の素案について</li> <li>○ 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の素案について</li> <li>○ 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の素案について</li> </ul>
11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第13次鳥獣保護管理事業計画 答申案について</li> <li>○ 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）答申案について</li> <li>○ 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）答申案について</li> </ul>

## 2 令和4年度の部会審議予定

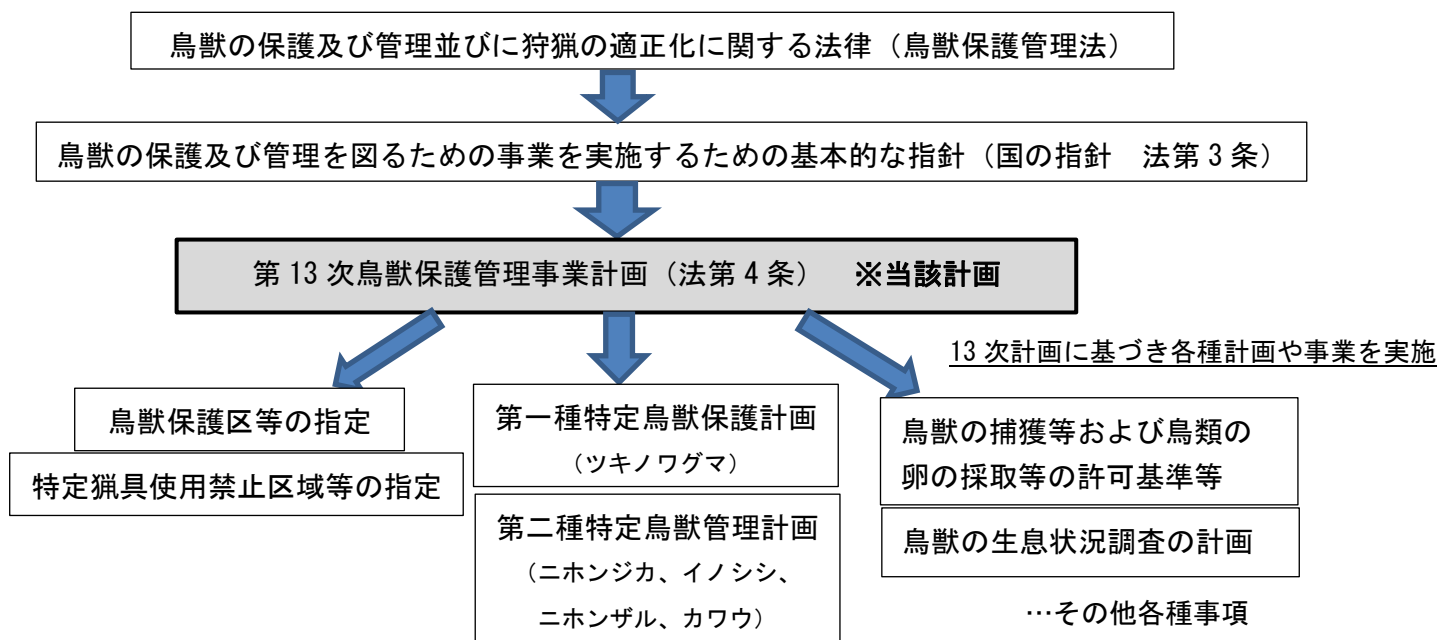
## (1) 第1回自然環境部会（令和4年8月頃開催予定）

- 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
- 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）の策定について
- 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について

# 第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

## 1. 計画の概要

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を目的とした鳥獣保護・管理行政の基幹を担う計画である。
- 第12次鳥獣保護管理事業計画の期間が、令和4年3月31日をもって終了することに伴い、5年間の次期計画（第13次鳥獣保護管理事業計画）を策定するもの。
- 本計画は、環境大臣が定める基本指針に即した形で、全国一斉に策定される。なお、基本指針は令和3年10月26日に告示された。



## 2. 現状と課題

全国的に人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に社会活動が縮小していく中で、滋賀県でも特定の鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、従来の狩猟に伴う危険の防止や鳥獣の保護に重点をおいた施策に加えて、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣については、積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」のための施策を強化している。

鳥獣保護区の設定や危険の予防のための特定猟具使用禁止区域等の各種区域についても地域の実情等を鑑み、従来通り、更新や新規指定等の運用を行っている。

また、全国・滋賀県ともに近年では、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の発生や、鳥獣の錯誤捕獲の増加、鳥獣保護管理の担い手の確保等も課題となっている。特に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の感染症への対応が課題となっており、各種関係機関と連携した調査・監視体制の整備や普及啓発を行う必要がある。

### 3. 各項目の主な内容と変更点

#### はじめに

SDGsやMLGs（マザーレイクゴールズ）の内容を踏まえ、当該計画策定の背景を記載。

#### 第1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

#### 第2 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項（P2～）

鳥獣保護区等についての指定方針や指定計画、指定内訳について記載。

- ・ 県指定鳥獣保護区 … 45区域（99,692ha）
- ・ 特別保護地区 … 14区域（1,393ha）
- ・ 休猟区 … 指定なし

#### 第3 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項（P12）

平成22年度まではキジ・ヤマドリ等の放鳥を行っていたが、現在では人工増殖や放鳥獣の実施計画はない。

#### 第4 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項（P13～）

鳥獣の捕獲許可に関して許可の基準等について記載。

##### 【変更点】

- ・ 近年、豚熱の発生が懸念されるため、捕獲作業等の際に防疫措置を行うこと、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣の放鳥獣を行わないことを、国の指針に従って追加。（P30）

#### 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項（P33）

特定猟具使用禁止区域等について指定方針や指定計画、指定内訳を記載。

- ・ 特定猟具使用禁止区域 銃猟 … 134区域 22,981ha  
わな猟 … 1区域 10ha
- ・ 猟区 … 1区域 1003ha

#### 第6 特定計画の作成に関する事項（第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画）（P40～）

各種特定計画の対象や策定計画の方針についての記載。

- ・ 第一種特定鳥獣保護計画 … ツキノワグマ（計画期間 平成30年4月～令和5年3月）
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画 … ニホンジカ（計画予定期間 令和4年4月～令和9年3月）  
イノシシ（計画予定期間 令和4年4月～令和9年3月）  
ニホンザル（計画期間 平成31年4月～令和6年3月）  
カワウ（計画期間 平成30年4月～令和5年3月）

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 (P43～)

鳥獣の生体に関する調査や鳥獣の捕獲等情報に関する調査など、県の施策の中で毎年行っている調査の方針について記載。

- ・鳥類生息環境調査（鳥類64種、獣類5種）
- ・第二種特定鳥獣管理計画モニタリング調査（ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ）
- ・第一種特定鳥獣保護計画モニタリング調査（ツキノワグマ）
- ・カワウ総合調査（カワウ）
- ・ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査（琵琶湖付近に生息する鳥類）

## 第8 鳥獣の保護管理事業の実施体制の整備に関する事項 (P46～)

鳥獣行政担当職員や鳥獣巡視員の配置や活動に関する計画、鳥獣の保護および管理の担い手、狩猟者の確保・育成に関する方針について記載。

### 【変更点】

- ・鳥獣保護管理員については、当県では鳥獣巡視員（有償ボランティア）として運用している。（P47）
- 鳥獣巡視員…59名

## 第9 その他 (P51～)

傷病鳥獣への対応、感染症への対応事項、鳥獣の保護および管理の普及啓発に関する方針について記載。

### 【変更点】

- ・傷病鳥獣救護体制についてフローチャートを現状の体制に即したものに修正。（P53）
- ・国の指針において各種感染症対策の対応方針について記載が追加・修正されており、特に豚熱については新たに対応方針が明記されたため、それに伴い、野生イノシシ捕獲等の際に防疫措置を行うことや接触防止対策を行うことを追記。（P54）
- ・その他、ICT化の一環として普及啓発にウェブサイトを活用することや、猟犬の適正な管理を促す内容を追記。（P58）

○その他、各種項目において国の指針に合わせた語句の修正や、現状に即した形で修正を実施。



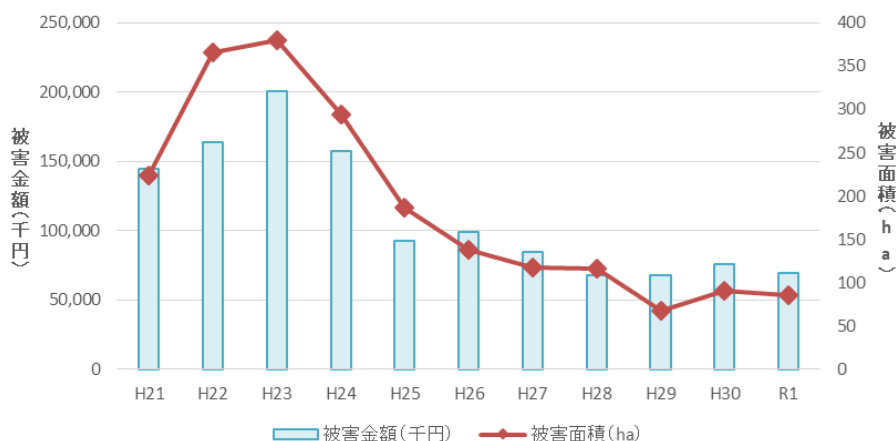
## 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の概要

### 現 状

#### 分布状況等

- 分布状況
  - ・市街地を除くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全て分布。
- 生息環境
  - ・現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放置竹林等であり、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる。
- 生息状況
  - ・生息密度指標の傾向等から、個体数は概ね横ばい傾向であると考えられる。
- 被害状況
  - ・イノシシによる農林業被害はピーク時より減少しているが、下げ止まりの傾向にある。
  - ・作物別に見ると、水稻の被害が最も多い。（被害金額約 95%）
  - ・農林業被害に止まらず、人身被害を引き起こしたり生活環境被害を引き起こしたりしている。
- 捕獲の状況
  - ・令和元年度 5,505 頭（有害鳥獣捕獲 4,628 頭 狩猟捕獲 877 頭）
  - ・有害鳥獣捕獲の割合が増加している。
- 豚熱（CSF）の状況
  - ・令和元年9月に野生イノシシで感染が初めて確認され、その後感染確認区域が拡大している。
  - ・豚熱の感染拡大防止のため、野生イノシシおよび飼養豚への感染防止のための対策を進めている。

#### イノシシによる農作物被害



#### 第2次計画による目標の達成状況

- ・第2次計画では、農作物被害面積および農作物被害金額を平成27年度比で30%減少させるとしていた。令和元年度時点の達成状況は下表のとおり。

	平成27年度	令和元年度	減少率
農作物被害面積	117 ha	85 ha	27.4%
農作物被害金額	84,749 千円	69,213 千円	18.3%

### 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日まで **5** 年

### 計画の実施区域

県全域

## 管理の目標

### ◇長期的目標

農業被害を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

### ◇短期的目標

できるだけ速やかに農作物被害金額を令和元年度より10%減少させる。また、目標達成後も農作物被害金額のさらなる減少を目指す。

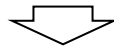
## 計画のポイント

### 1 施策の基本的な考え方

イノシシは農林業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施する。

#### 個体群管理

○目撃効率や捕獲効率の傾向や、環境省の公表結果などから、これまで増加傾向にあったイノシシの個体数は概ね横ばいの傾向へと変化してきているものと推測され、今後も被害を減少させるためには、捕獲の継続が必要である。



- ・ イノシシの生息動向を総合的に判断し、個体数が増加する傾向が認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて個体群管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。
- ・ 農地や集落に被害をもたらす加害個体や被害防除対策での被害軽減が難しい集落等において重点的に有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・ 県内全域で狩猟期間を延長（前倒し）する。【狩猟期間：11月1日から3月15日まで】

#### 被害防除対策

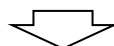
- 防護柵の整備を進めるとともに、設置の効果を最大限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う必要がある。
- 集落、農地および農地周辺がイノシシにとって魅力のない場所となるよう、イノシシの餌資源となるものを極力排除する。
- 耕作放棄地や放置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては適期に刈り払いを実施する。



- ・ 柵の維持管理を含め集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主体となり、集落や地域ぐるみで被害防除対策を進める。

#### 生息環境管理

○イノシシを含めた様々な野生鳥獣が生息できるよう生物多様性に配慮した森林管理を行っていくことが重要である。



- ・ 琵琶湖の水を育む水源涵養等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、環境林と循環林を組み合わせた森林づくりを行う。



# 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の概要

## 1 これまでの取組と現状・課題

### ○これまでの取組

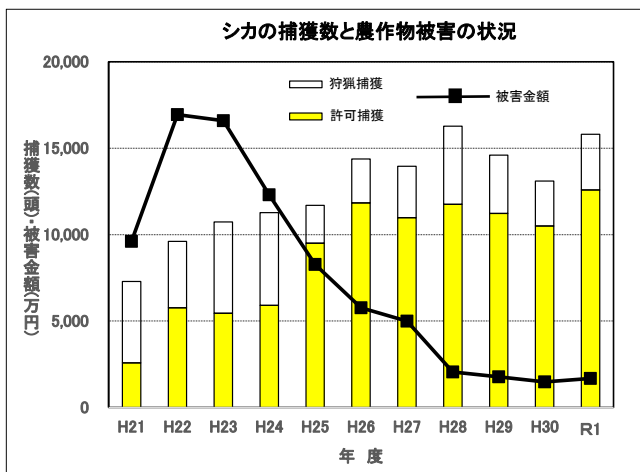
- ・明治期の乱獲により、他の野生鳥獣と同様に生息数は大幅に減少し分布域も限られていたが、近年生息数・分布域の回復とともに、ニホンジカによる農林業被害が顕在化した。そこで本県では平成 17 年度(2005 年度)に特定管理計画を策定し、3つの総合対策(個体群管理(捕獲)・被害防除(防護柵)・生息環境管理(緩衝地帯))を推進してきた。
- ・捕獲は、精力的に実施し、里地里山等での市町の有害捕獲に加え、平成 25 年度(2013 年度)からは捕獲困難地である奥山等において、県による捕獲を実施している。一方、被害防除は、食害防護柵や緩衝地帯の整備等に取り組み、県・市町が連携して集落ぐるみの取組等を支援している。

### ○生息動向

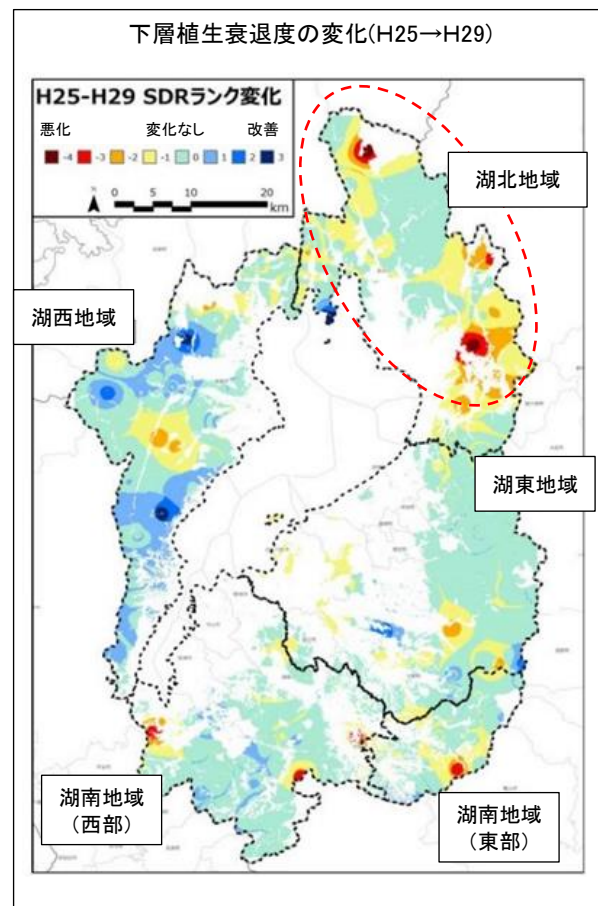
- ・推定生息数は、平成 25 年度(2013 年度)の 57,050 頭(中央値;90%信用区間 49,747~66,348 頭)から令和元年度(2019 年度)は 41,576 頭(中央値;90%信用区間 33,017~52,083 頭)に減少している。一方、地域的な生息密度の推定指標となる糞塊密度の状況は、湖南西部と湖北地域の上昇が著しく、その他の地域は横ばいまたは緩やかに上昇している。このことから今後の推移を注目していく。

### ○被害状況

- ・ニホンジカによる農作物被害はピーク時(平成 22 年度(2010 年度))の約 169 百万円から令和元年度(2019 年度)は約 17 百万円にまで減少し、近年は下げ止まりを見せている。森林においては下層植生の衰退があり、これまで程度が低かった湖北地域でその傾向が顕著であると推定されている。



※図「シカ捕獲数と農作物被害の状況」については、令和元年度捕獲状況報告を元に改変。図「下層植生衰退度の変化」については、森林政策課(2018)による SDR ランク変化図より。



## 2 計画概要

- (1)計画期間 令和4年(2022 年)4月1日～令和9年(2027 年)3月31日(5年間)
- (2)管理の目的 農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止および健全な個体群の安定的維持
- (3)管理の目標
  - ・農作物被害金額を令和元年度(2019 年度)に対して 10%減少させる。
  - ・林業の剥皮被害面積を 100ha 以下にする。
  - ・平成 25 年度(2013 年度)の推定生息数を令和5年度(2023 年度)までの、できるだけ早い時期に半減させる。

### 3 計画のポイント

これまでも提示してきた「3つの総合対策」である個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の取り組みが、それぞれ重なりがあり密接に関係することを今回初めて明示した(参考図)。これにより、関係機関との連携等が必要不可欠であることを再認識し、さら強化し推進する体制を目指す。加えて、対策の遅れや被害拡大が見られる集落・地域等への取組を強化し、被害をさらに押し下げることを目指す。

#### (1) 個体群管理の推進

- ・里地里山等での市町による有害捕獲に対する支援(メスジカ捕獲推進の継続)。
- ・捕獲困難地である奥山等での県委託業務における捕獲。
- ・狩猟期間延長の継続(11/15~2/15⇒11/1~3/15)。
- ・狩猟での銃猟の頭数制限の廃止(第3次:雄2頭/日・人⇒第4次:無制限)。
- ・捕獲の担い手の確保・育成や捕獲態勢整備の支援。

○捕獲目標

地域	R4	R5	R6	R7	R8
湖北地域	6,102	4,949	4,037	3,315	2,737
湖東地域	3,844	3,059	2,446	1,964	1,581
湖西地域	2,648	2,314	2,028	1,781	1,569
湖南地域	1,794	1,517	1,287	1,092	930
合計	14,388	11,839	9,798	8,152	6,817
年度毎の捕獲目標	15,000	13,000	10,000	9,000	7,000
(うち成獣メスの捕獲目標*60%)	9,000	7,800	6,000	5,400	4,200

#### (2) 被害防除対策の推進

- ・農地を守る防護柵の設置や、その維持管理のための集落点検に対する各種支援および技術的支援。
- ・造林地を守るための防護柵設置や壮齢林等の剥皮害対策等の技術的支援等とその整備推進を図る。
- ・「3つの総合対策」を集落や地域で取り組む際の、合意形成の社会教育的支援や被害防除対策の強化等に要となる中核人材の育成。

#### (3) 生息環境管理の推進

- ・農地等に接する藪化した里山や竹藪等での緩衝地帯(バッファゾーン)の整備に対する技術的支援。
- ・下層植生を導入・回復させる間伐等の森林施業に対する技術的支援等。
- ・保全すべき群落や森林土壌保全が管理上必要な区域における植生の衰退を防ぐ防護柵等の整備。

#### (4) その他

- ・生息動向や被害を把握するモニタリング手法や評価手法の模索。
  - ・「3つの総合対策」の取り組み推進に向けた県庁内の連携と、市町等関係機関との連携の強化。
- (関係機関との連携等において、基本的な考え方、技術・知見についての情報共有を図るため、参考文献・巻末資料等で紹介。)

【参考図】 図 45 「3つの総合対策」と手段の位置づけ

